

専門・認定臨床工学技士制度について

2024 年度版（2024 年 5 月作成）

公益社団法人日本臨床工学技士会
専門・認定制度委員会

公益社団法人日本臨床工学技士会 専門・認定臨床工学技士制度について

わが国の医療は、医療技術の高度化・複雑化及び医療機器の著しい技術進歩により、今まで不可能であった治療も可能になり、患者さんの社会復帰に貢献しています。

日本臨床工学技士会は、職業倫理の高揚と学術・技術の研鑽および資質の向上を図り、医療機器に支えられた医療・福祉の信頼性の向上、国民の医療・福祉の発展に継続的に寄与することを目的としております。また、我が国は高齢化が進む中で、疾病の予防や早期診断、早期治療に関する国民の期待は大きく、より質の高い医療の提供を通じて「健康寿命」の延伸に向けた取組が重要とされています。このような現状を踏まえ、当会では、各業務領域別の専門・認定臨床工学技士の拡大に向けて専門・認定制度事業を推進しています。専門臨床工学技士とは、各領域業務に携わり業務内容を適切に把握し、指導的立場で専門的治療の対応ができる能力（知識・技術・技能）を有する臨床工学技士の育成を目的としております。また、各臨床現場における質の高い治療の普及と技術の向上・発展に寄与するとともに、患者さんの安全確保することが使命となります。

加えて2018年度より認定臨床工学技士制度がスタートしました。認定臨床工学技士制度は、臨床工学技士としての基礎的な資格として、医療機器の安全運用・保守管理の普及と啓発を目的に構築されたものです。また、2019年度より臨床工学技士養成過程の専門科目である臨床実習において、医療機関での実習指導を担う臨床工学技士に対して認定臨床実習指導者、さらにその者が所属する施設に対して認定臨床実習施設の名称を認定する制度も設けました。

このような活動が関係学会等から評価され、一般社団法人日本腎代替療法医療専門職推進協会の腎代替療法専門指導士や、一般社団法人日本集中治療医学会の集中治療専門臨床工学技士を取得するための基礎的な資格として定められました。各施設において、これらの資格を習得することで、診療報酬に反映され、施設の経営にも貢献できると考えます。

さらに、今後は施設における臨床工学技士の地位の向上を図る目的で、これらの資格が昇格条件に反映されることを期待します。

これからも、公益社団法人として臨床工学技士専門・認定制度をさらに推進することにより、臨床工学技士の専門性を高め、新たな知識や技術を培うとともに、職業意識の向上や学術研鑽への意欲の増進を図ることができると確信しています。

各位が各領域における専門・認定臨床工学技士の取得を目指してもらうことを期待いたします

2024年4月吉日
公益社団法人日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇

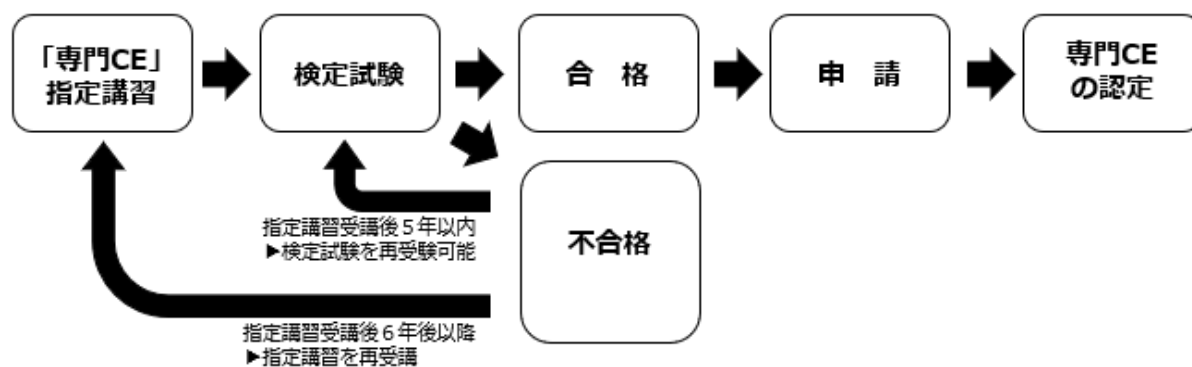
目次

I. 専門臨床工学技士.....	1
1. 指定講習の受講について.....	2
2. 検定試験の受験について.....	4
3. 新規の認定申請について.....	6
4. 更新の認定申請について.....	9
II. 認定臨床工学技士.....	11
1. 指定講習の受講について.....	12
2. 検定試験の受験について.....	14
3. 新規の認定申請について.....	16
4. 更新の認定申請について.....	19
III. 単位について.....	21
1. 学会・勉強会・セミナー等に関する取得単位表.....	21
2. 論文等に関する取得単位表.....	22
3. 事故調査制度に関する取得単位表.....	23

I. 専門臨床工学技士

正式名称	略 称
専門呼吸治療臨床工学技士	「専門 CE」呼吸治療
専門血液浄化臨床工学技士	「専門 CE」血液浄化
専門手術臨床工学技士	「専門 CE」手術
専門不整脈治療臨床工学技士	「専門 CE」不整脈治療
専門心・血管カテーテル臨床工学技士	「専門 CE」心・血管カテーテル
専門高気圧酸素治療臨床工学技士	「専門 CE」高気圧酸素治療
専門内視鏡臨床工学技士	「専門 CE」内視鏡

【専門臨床工学技士取得までの流れ】



1. 指定講習の受講について

指定講習は、各領域の専門臨床工学検定試験の受験のために必須となり、現在以下の7領域の講習を実施しています。

【指定講習と専門臨床工学検定試験の受験資格】

指定講習（eラーニング） 下段は略称	受講修了後の受験資格（有効期限：5年間） 下段は略称
専門呼吸治療臨床工学指定講習 指定講習「専門 CE」呼吸治療	専門呼吸治療臨床工学検定試験 検定試験「専門 CE」呼吸治療
専門血液浄化臨床工学指定講習 指定講習「専門 CE」血液浄化	専門血液浄化臨床工学検定試験 検定試験「専門 CE」血液浄化
専門手術臨床工学指定講習 指定講習「専門 CE」手術	専門手術臨床工学検定試験 検定試験「専門 CE」手術
専門不整脈治療臨床工学指定講習 指定講習「専門 CE」不整脈治療	専門不整脈治療臨床工学検定試験 検定試験「専門 CE」不整脈治療
専門心・血管カテーテル臨床工学指定講習 指定講習「専門 CE」心・血管カテーテル	専門心・血管カテーテル臨床工学検定試験 検定試験「専門 CE」心・血管カテーテル
専門高気圧酸素治療臨床工学指定講習 指定講習「専門 CE」高気圧酸素治療	専門高気圧酸素治療臨床工学検定試験 検定試験「専門 CE」高気圧酸素治療
専門内視鏡臨床工学指定講習 指定講習「専門 CE」内視鏡	専門内視鏡臨床工学検定試験 検定試験「専門 CE」内視鏡

注1：不整脈治療関連の指定講習および検定試験の制度変更について

従来、不整脈治療専門臨床工学検定試験の受験資格として、「不整脈治療関連指定講習会・基礎編」と「不整脈治療関連指定講習会・応用編」の受講が課されていました。

しかし、2021年度から両者の内容を網羅した指定講習「専門 CE」不整脈治療を新設しました。これにより、本講習の受講修了をもって不整脈治療専門臨床工学検定試験の受験が可能です。

2020年度に基礎編を受講された方について：

2023年度に開催の応用編（受講料：会員 18,000円、非会員 25,000円）を受講いただくことにより、2027年度まで（有効期間は5年間）、当該領域の検定試験が受験可能です。

なお、2024年度以降は応用編を開催いたしませんので、改めて「専門 CE」不整脈治療の指定講習を全講義受講する必要があります。また、基礎編から応用編の受講期間が3年以上の場合は、指定講習「専門 CE」不整脈治療を受講してください。

【講習の流れ】

(1) 講習：2 ページの一覧表に記す指定講習

(2) 受講資格：医療関係者

(当会会員・非会員を問わず)

(3) 受講期間：日程は日本臨床工学技士会の WEB サイトを参照

(4) 受講料：

会員 30,000 円 (内税 2,727 円)

非会員 40,000 円 (内税 3,636 円)

(5) 申込期間：約 2 週間

※日程は日本臨床工学技士会の WEB サイトを参照

(6) 受講方法：e-プリバドにログイン

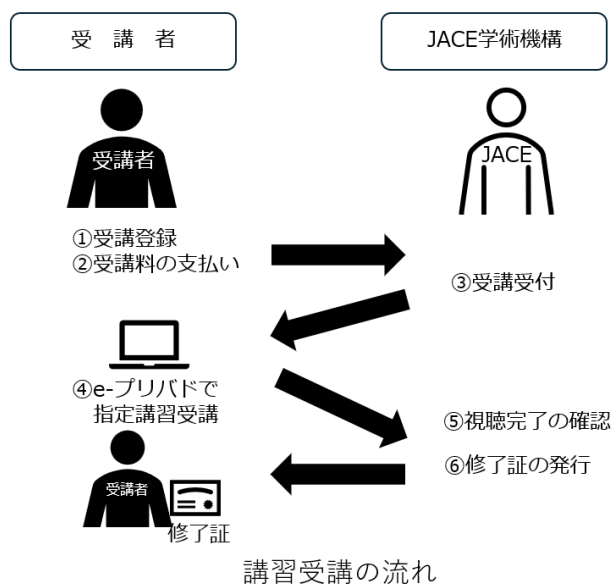
し、該当する講習を受講してください。

(7) 受講修了：各講義を全て視聴してください (学習時間 \geq 講義時間を満たす必要あり)。

- ・ JACE 学術機構で視聴の完了を確認後、修了証を発行します。
- ・ 修了証は受講期間終了約 2 週間後より順次 e-プリバドにご登録のメールアドレスへご送付いたします。

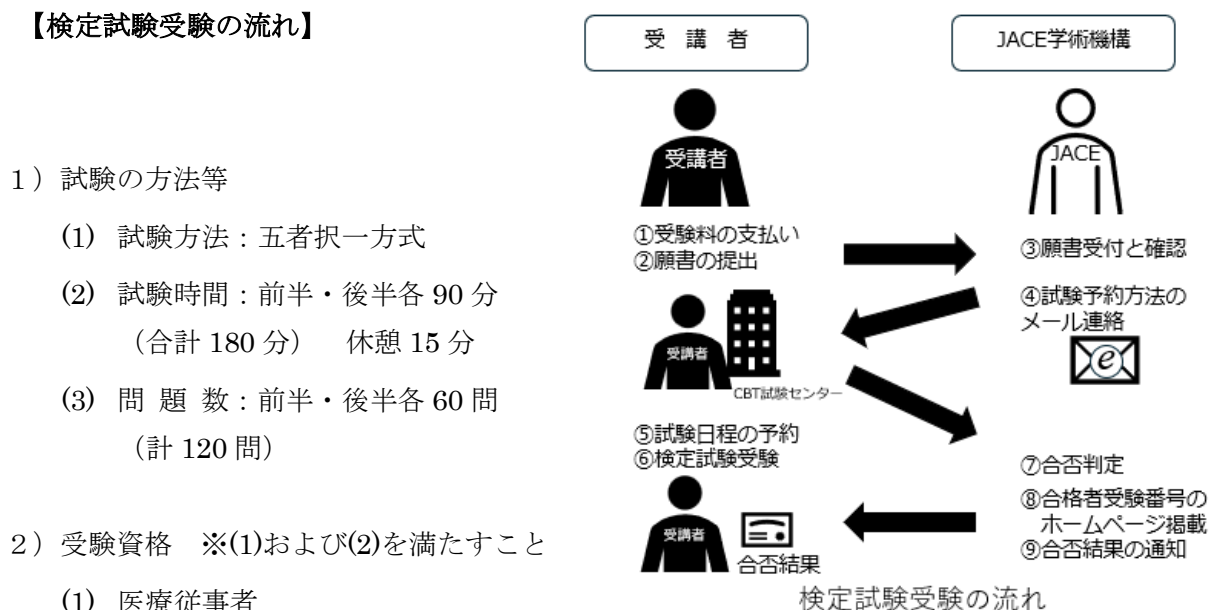
(8) 注意事項

- ・ 指定講習の受講にはインターネットに接続できる環境が必要です。
- ・ お申し込み後のキャンセルや受講期間の延長はできません。
- ・ e ラーニング講習に関する連絡はメールにて行います。
@ja-ces.or.jp ドメインからのメールを受信できるように設定してください。
- ・ 重要なお知らせが迷惑メールに入ることがありますので、ご注意ください。



2. 検定試験の受験について

【検定試験受験の流れ】



1) 試験の方法等

- (1) 試験方法：五者択一方式
- (2) 試験時間：前半・後半各 90 分
(合計 180 分) 休憩 15 分
- (3) 問題数：前半・後半各 60 問
(計 120 問)

2) 受験資格 ※(1)および(2)を満たすこと

- (1) 医療従事者
(当会の会員・非会員を問わず)
- (2) 当該領域の指定講習を修了していること (有効期限 5 年)
・有効期限が過ぎた場合は指定講習の再受講が必要です。

3) 試験の申し込み

- (1) 提出書類 ※必要書類は日本臨床工学技士会の WEB サイトからダウンロード

- ① 願書 様式 1
- ② 受験領域の指定講習受講修了証 (写し)
- ③ 医療系国家資格免許証 (写し)
- ④ 申請書類確認表 様式 2

【注意事項】

- ・願書に貼付する顔写真は、3ヶ月以内に撮影した正面・上半身・脱帽・無背景・スナップ写真不可の横 3cm×縦 4cm の写真をご使用ください。
- ・医療系の免許を有しない方は、上記③に代る書類について、あらかじめ事務局にお問い合わせください。

(2) 受験料の支払い

- ・受験料：10,000 円 (内税 909 円)
- ・支払方法：指定期間中に e-プリバドから支払いを行ってください。

【注意事項】

- ・受験料の返金には応じていませんので、あらかじめご承知おきください。

(3) 提出期間および提出先等

- ・提出期間：約 2 週間 ※日程については日本臨床工学技士会の WEB サイト参照
- ・提出先：〒113-0034 東京都文京区湯島 1 丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル 5 階
公益社団法人日本臨床工学技士会 「専門○○臨床工学検定試験」係行
- ・提出方法：提出書類を受付期間中（締切日 消印有効）に簡易書留にて郵送してください。

【注意事項】

- ・封筒は「角形 2 号（A4 サイズの書類が折らずに入る大きさ）」を使用して、前面に当会が指定する封筒宛名を貼付してください。
- ・重要書類ですので簡易書留以外は受付不可となります。
- ・提出書類の返送は行っていません。個人情報保護のため、当会で責任をもって破棄します。

4) 試験日と試験会場

- ・試験日：指定の約 10 日間のうちの 1 日
※日程は日本臨床工学技士会の WEB サイトを参照
- ・試験会場：各地の CBTS テストセンター
<https://cbt-s.com/examinee/testcenter>

5) 試験の予約

- ・申請内容を確認後、会場予約の ID,パスワードをお知らせします。
- ・メールに従って、会場予約期間中にご自身で予約をお願いします。
- ・上記メールの差出人メールアドレスは help@cbt-s.com です。

【注意事項】

- ・@cbt-s.com ドメインと@ja-ces.or.jp ドメインからのメールを受信できるように設定してください。
- ・試験会場は当該会場に空席がある会場のみ予約可能です。

6) 受験

- ・試験当日の案内状を試験実施 5 日前までに e-プリバドで指定された住所に郵送します。
- ・試験当日は写真付きの身分証明書を必ずご持参ください。

7) 合格発表

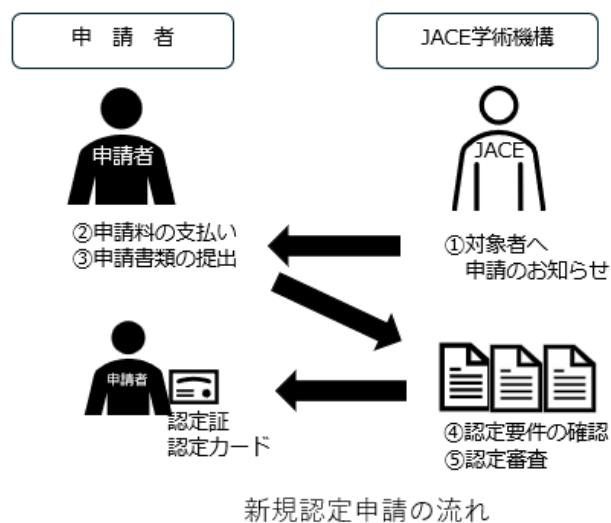
- ・日本臨床工学技士会の WEB サイトに合格者の受験番号を掲載します。
- ・受験者宛に合否結果を送付します。
※宛先は受験料振込み時の e-プリバドに登録されていた住所となります。

3. 新規の認定申請について

【新規認定申請の流れ】

1) 認定要件 ※(1)～(5)を全て満たすこと

- (1) 当該領域の検定試験に合格していること（有効期限 5 年）
- (2) 認定申請の前年度から遡り 5 年間連続して本会正会員であり、申請日までに会費を完納していること
- (3) 臨床工学技士として認定申請する領域の実務経験が 5 年以上あり、現在も従事していること



妊娠・出産・育児・傷病・介護などによる休職期間の取り扱いについて：

認定申請時期に、上記理由により一定期間従事が困難な場合には、認定申請前に証明書をご提出ください。専門・認定制度委員会の審査で認められた場合、認定申請を行うことが可能です。

(4) 認定申請日から遡る 5 年間に要件を満たす単位を 50 単位以上取得していること

※ただし、当該領域に限る

・単位については「IV. 単位について (P.24～)」を参照

(5) 上記の 50 単位に、次を含むこと

- A. 認定申請日から遡る 5 年間に 1 回以上「日本臨床工学会」または「地域臨床工学会」に参加していること（単位の詳細等については、「IV. 単位について (P.24～)」を参照）
- B. 認定申請日までに「入会オリエンテーションと臨床工学技士基礎研修」の受講を完了していること（取得単位として 10 単位付与）。※本要件は 2026 年度まで任意、2027 年度から必須として取り扱う

* 認定申請に関する注意事項

- 次に該当する場合、認定申請はできません。
 - ・検定試験合格から 5 年を経過しても認定要件に満たない場合
 - ・認定要件が満たされても認定申請がなされず、検定試験合格から 5 年を経過した場合
- 上記の場合、認定申請を行うためには、改めて指定講習の受講と検定試験の受験が必要です。

2) 申請書類の提出

日本臨床工学技士会の WEB サイトでお知らせするとともに、申請対象者に個別にお知らせします。

(1) 提出書類 ※必要書類は日本臨床工学技士会の WEB サイトからダウンロード

- | | |
|---|--------|
| ① 検定試験合格証 (写し) | |
| ② 新規認定申請書 | 様式 1 |
| ③ 実務経験証明書 (現在の勤務先) | 様式 2-1 |
| ④ 実務経験証明書 (過去の勤務先) | 様式 2-2 |
| ⑤ 取得単位申請書 (学会・研究会・講習会・セミナー・他団体認定資格 等) | 様式 3-1 |
| ⑥ 取得単位申請書 (論文・執筆物・医療事故調査 等) | 様式 3-2 |
| ⑦ 取得単位証明書 (参加証明書類 貼付用紙) | 様式 4-1 |
| ⑧ 取得単位証明書 ※参加証明書紛失の場合に使用 | 様式 4-2 |
| ⑨ 認定申請提出書類確認表 | 様式 5 |
| ⑩ 専門・認定臨床工学技士 個人情報提供承諾書 | 様式 6 |
| ⑪ 休職についての証明書 ※提出の必要がある場合のみ (事務局へ事前の連絡の必要あり) | 様式 7 |

【注意事項】

- ・申請書に貼付する顔写真は、3ヶ月以内に撮影した正面・上半身・脱帽・無背景・スナップ写真不可の横 3cm×縦 4cm のものをご使用ください。
※顔写真は認定カードに掲載します。
- ・他団体資格認定証等は、継続して学会認定を取得している場合のみ提出可能です。

(2) 申請料の支払い

- ・申請料：10,000 円 (内税 909 円)
- ・支払方法：指定期間中に e-プリバドから支払いを行ってください。

【注意事項】

- ・申請料の返金には応じておりませんので、あらかじめご承知おきください。

(3) 提出期間および提出先

- ・提出期間：約 2 週間 ※日程については日本臨床工学技士会の WEB サイト参照
- ・提出先：〒113-0034 東京都文京区湯島 1 丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル 5 階
公益社団法人日本臨床工学技士会「○○○専門臨床工学技士【新規認定】」係行
- ・提出方法：提出書類を受付期間中 (締切日 消印有効) に簡易書留にて郵送してください。

【注意事項】

- ・封筒は「角形 2 号 (A4 サイズの書類が折らずに入る大きさ)」を使用して、前面に当会が指定する封筒宛名を貼付してください。
- ・重要書類ですので簡易書留以外は受付不可とします。

- 申請書類の返送は行っておりません。個人情報の保護のため、当会で責任をもって破棄いたします。

3) 認定証および認定カードの交付

- 審査によって認められた場合に、認定証および認定カードを交付いたします。
※発送宛先は申請料振込み時の e-プリバドに登録されていた住所となります。

4) 認定期間

- 新規の認定期間は、申請年度の同年 9 月 1 日から約 4 年 7 か月後の 3 月 31 日までとなります。
- 正会員の一時休会に関わる内規より承認された休会期間は認定期間には含みません。

5) その他

- 当該領域の認定臨床工学技士について
当該領域の「認定臨床工学技士」が創設されている場合、「専門臨床工学技士」の取得と同時に「認定臨床工学技士」を取得したものとみなします。
- 検定試験委員および試験問題作成者・高関者に対する特別措置について
本制度の運営にあたり、当該領域において臨床工学技士としての業務実績等を有する方に試験問題の作成や高関等を依頼しています。これらに対する特別措置として、検定試験合格以外の認定要件を満たしている場合に限り、任にあたる間および退任後の 2 年間は当該領域の専門臨床工学技士の新規認定申請を可能としています。
- 新規認定申請に関する案内について
日本臨床工学技士会の WEB サイトでのお知らせ、e-プリバドに登録のメールアドレスへご案内します。@ja-ces.or.jp ドメインからのメールを受信できるように設定してください。重要なお知らせが迷惑メールに入ることがありますので、ご注意ください。

4. 更新の認定申請について

【更新認定申請の流れ】

1) 更新要件 ※(1)～(3)を全て満たすこと

(1) 更新年度まで5年間連続して本会正会員であり、申請日までに会費を完納していること

(2) 認定証の始めの日から更新認定申請日までの間（認定期間）に要件を満たす単位を50単位以上取得していること ※ただし、当該領域に限る

・単位については「IV. 単位について（P.24～）」を参照

・継続して関連する学会認定を取得している場合は、更新認定申請時に取得単位として10単位付与（ただし、更新申請領域のみ）

上記の50単位に、次を含むこと

A. 認定期間中に「日本臨床工学会」または「地域臨床工学会」へ1回以上参加していること（単位の詳細等については、「IV. 単位について（P.24～）」を参照）

(3) 申請書類の提出

日本臨床工学技士会のWEBサイトでお知らせするとともに、該当者には個別にお知らせします。

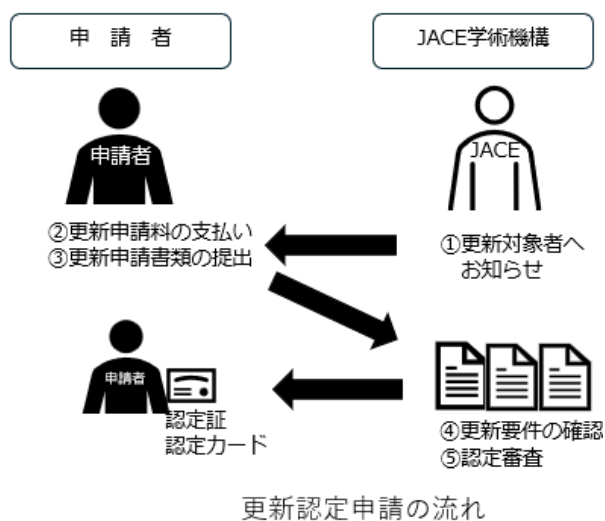
(1) 提出書類 ※必要書類は日本臨床工学技士会のWEBサイトからダウンロード

- | | |
|---|-------|
| ① 更新認定申請書 | 様式1 |
| ② 取得単位申請書（学会・研究会・講習会・セミナー・他団体認定資格等） | 様式2-1 |
| ③ 取得単位申請書（論文・執筆物・医療事故調査等） | 様式2-2 |
| ④ 取得単位証明書（参加証明書類 貼付用紙） | 様式3-1 |
| ⑤ 取得単位証明書 ※参加証明書紛失の場合に使用 | 様式3-2 |
| ⑥ 更新認定申請書類確認表 | 様式4 |
| ⑦ 専門・認定臨床工学技士 個人情報提供承諾書 | 様式5 |
| ⑧ 休職についての証明書※提出の必要がある場合のみ（事務局へ事前の連絡の必要あり） | 様式6 |

【注意事項】

・申請書に貼付する顔写真については、3ヶ月以内に撮影した正面・上半身・脱帽・無背景・スナップ写真不可の横3cm×縦4cmのものをご使用ください。

※写真は認定カードに掲載します。



(1) 申請料支払い

- ・申請料：10,000円（内税909円）
- ・支払方法：指定期間中にe-プリバドから支払いを行ってください。

【注意事項】

- ・申請料の返金には応じていませんので、あらかじめご承知おきください。

(2) 提出期間および提出先

- ・提出期間：約2週間 ※日程については日本臨床工学技士会のWEBサイト参照
- ・提出先：〒113-0034 東京都文京区湯島1丁目3-4 KTお茶の水聖橋ビル5階
公益社団法人日本臨床工学技士会「○○○専門臨床工学技士【更新】」係行
- ・提出方法：提出書類を受付期間中（締切日 消印有効）に簡易書留にて郵送してください。

【注意事項】

- ・封筒は「角形2号（A4サイズの書類が折らずに入る大きさ）」を使用して、前面に当会が指定する封筒宛名を貼付してください。
- ・重要書類ですので簡易書留以外は受付不可となります。
- ・申請書類の返送は行っていません。個人情報の保護のため、当会で責任をもって破棄します。

2) 認定証および認定カードの交付

- ・審査によって更新が認められた場合に、新たな認定証および認定カードを交付します。
※発送宛先は申請料振込み時のe-プリバドに登録されていた住所となります。

3) 認定期間

- ・認定期間は更新認定申請を行った翌年度の4月1日から5年後の3月31日までとなります。
- ・正会員の一時休会に関わる内規より承認された休会期間は認定期間の5年間には含みません。

4) その他

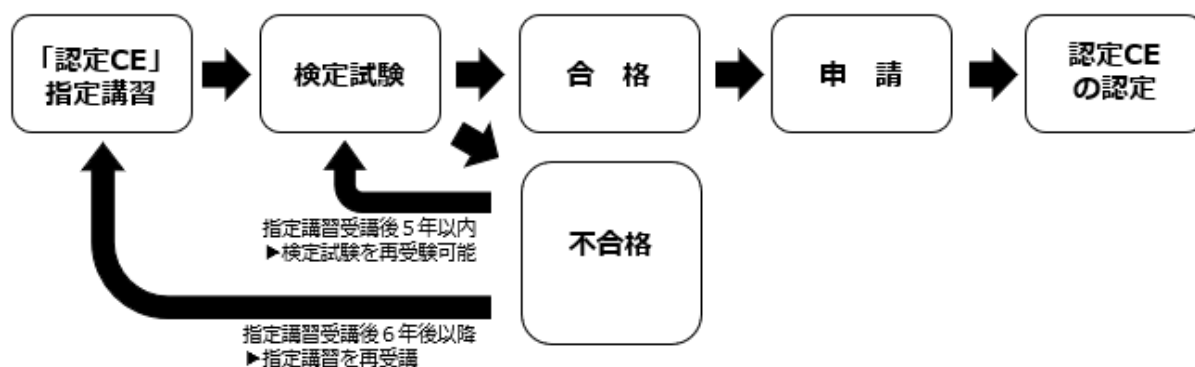
- ・更新認定申請に関する案内について

日本臨床工学技士会のWEBサイトでのお知らせ、e-プリバドに登録のメールアドレスへご案内します。@ja-ces.or.jp ドメインからのメールを受信できるように設定してください。重要なお知らせが迷惑メールに入ることがありますので、ご注意ください。

II. 認定臨床工学技士

正式名称	略 称
認定血液浄化臨床工学技士	「認定CE」血液浄化
認定集中治療臨床工学技士	「認定CE」集中治療
認定医療機器管理臨床工学技士	「認定CE」医療機器

【認定臨床工学技士取得までの流れ】



1. 指定講習の受講について


指定講習は、各領域の認定臨床工学検定試験の受験のために必須となり、現在以下の3領域の講習を開催しております。

【指定講習と認定検定試験の受験資格】


指定講習（eラーニング） 下段は略称	受講修了後の受験資格（有効期限：5年間） 下段は略称
認定血液浄化臨床工学指定講習 指定講習「認定 CE」血液浄化	認定血液浄化臨床工学検定試験 検定試験「認定 CE」血液浄化
認定集中治療臨床工学指定講習 指定講習「認定 CE」集中治療	認定集中治療臨床工学検定試験 検定試験「認定 CE」集中治療
認定医療機器管理臨床工学指定講習 指定講習「認定 CE」医療機器管理	認定医療機器管理臨床工学検定試験 検定試験「認定 CE」医療機器管理

【講習の流れ】


- 受講者

JACE学術機構
- (1) 講習：上の一覧表に記す指定講習
 - (2) 受講資格：医療関係者
(当会会員・非会員を問わず)
 - (3) 受講期間：指定の30日間
※日程は日本臨床工学技士会のWEBサイトを参照
 - (4) 受講料：
会員 15,000円（内税 1,363円）
非会員 20,000円（内税 1,818円）
 - (5) 申込期間：約2週間
※日程は日本臨床工学技士会のWEBサイトを参照
 - (6) 受講方法：e-プリバドにログインし、該当する講習の受講してください。
 - (7) 受講修了：各講義を全て視聴してください（学習時間≧講義時間）。
 - ・JACE学術機構で視聴の完了を確認後、修了証を発行いたします。
 - ・修了証は受講期間終了約2週間後より順次e-プリバドご登録のメールアドレスへご送付いたします。
- 


①受講登録
②受講料の支払い



④e-プリバドで
指定講習受講



修了証



③受講受付

⑤視聴完了の確認

⑥修了証の発行
- 講習受講の流れ

(8) 注意事項

- ・ 指定講習の受講にはインターネットに接続できる環境が必要です。
- ・ お申し込み後のキャンセルや受講期間の延長はできません。
- ・ eラーニング講習に関する連絡はメールにて行います。

@ja-ces.or.jp ドメインからのメールを受信できるように設定してください。

重要なお知らせが迷惑メールに入ることがありますので、ご注意ください。

2. 検定試験の受験について

【検定試験受験の流れ】

1) 試験の方法等

- (1) 試験方法：五者択一方式
- (2) 試験時間：120分
- (3) 問題数：90問

2) 受験資格 ※(1)および(2)を満たすこと

- (1) 医療従事者
(当会会員・非会員を問わず)
- (2) 当該領域の指定講習を修了していること（有効期限5年）
・有効期限が過ぎた場合は指定講習の再受講が必要です。

3) 試験の申し込み

- (1) 提出書類 ※必要書類は日本臨床工学技士会のWEBサイトからダウンロード

- ① 願書 様式1
- ② 受験領域の指定講習受講修了証（写し）
- ③ 医療系国家資格免許証（写し）
- ④ 申請書類確認表 様式2

【注意事項】

- ・願書に貼付する顔写真は、3ヶ月以内に撮影した正面・上半身・脱帽・無背景・スナップ写真不可の横3cm×縦4cmの写真をご使用ください。
- ・医療系の免許を有しない方は、上記③に代る書類について、あらかじめ事務局にお問い合わせください。

(2) 受験料の支払い

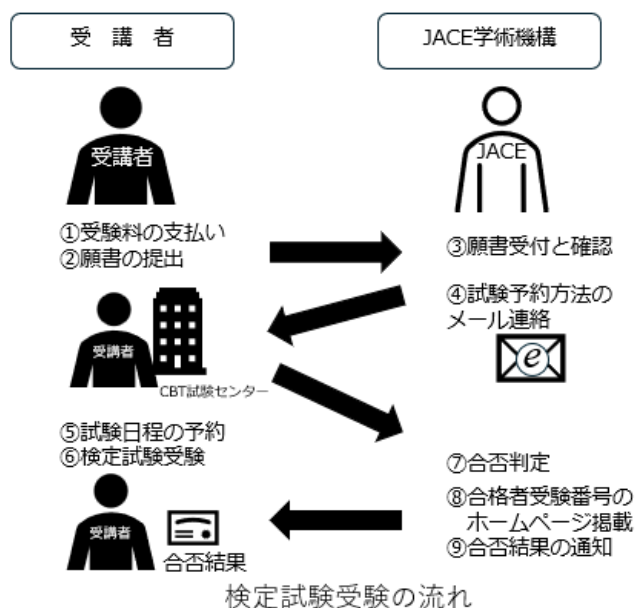
- ・受験料：10,000円（内税909円）
- ・支払方法：指定期間中にe-プリバドから支払いを行ってください。

【注意事項】

- ・受験料の返金には応じていませんので、あらかじめご承知おきください。

(3) 提出期間および提出先等

- ・提出期間：約2週間 ※日程については日本臨床工学技士会のWEBサイト参照



- ・提出先：〒113-0034 東京都文京区湯島 1丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル 5階
公益社団法人日本臨床工学技士会「認定○○○臨床工学検定試験」係行
- ・提出方法：提出書類を受付期間中（締切日 消印有効）で簡易書留にて郵送してください。

【注意事項】

- ・封筒は「角形 2 号（A4 サイズの書が折らずに入る大きさ）」を使用して、前面に当会が指定する封筒宛名を貼付してください。
- ・重要書類ですので簡易書留以外は受付不可とします。
- ・提出書類の返送は行っていません。個人情報保護のため、当会で責任をもって破棄します。

4) 試験日と試験会場

- 試験日：指定の約 10 日間のうちの 1 日
※日程は日本臨床工学技士会の WEB サイトを参照
- 試験会場：各地の CBTS テストセンター
<https://cbt-s.com/examinee/testcenter>

5) 試験の予約

- 申請内容を確認後、会場予約の ID,パスワードをお知らせします。
- メールに従って、会場予約期間中にご自身で予約をお願いします。
- 上記メールの差出人メールアドレスは help@cbt-s.com です。

【注意事項】

- ・@cbt-s.com ドメインと@ja-ces.or.jp ドメインからのメールを受信できるように設定してください。
- ・試験会場は当該会場に空席がある会場のみ予約可能です。

6) 受験

- 試験当日の案内状を、試験実施 5 日前までに e-プリバドで指定された住所に郵送します。
- 試験当日は写真付きの身分証明書を必ずご持参ください。

7) 合格発表

- 日本臨床工学技士会の WEB サイトに合格者の受験番号を掲載します。
- 受験者宛に合否結果を送付します。
※宛先は受験料振込み時の e-プリバドに登録されていた住所となります。

3. 新規の認定申請について

【新規認定申請の流れ】

- 1) 認定要件 ※(1)～(5)を全て満たすこと
 - (1) 当該領域の検定試験に合格していること（有効期限 5 年）
 - (2) 認定申請前年度から遡り 2 年間連続して本会正会員であり、申請日までに会費を完納していること
 - (3) 臨床工学技士として認定申請領域の実務経験が 2 年以上あり、現在も従事していること

妊娠・出産・育児・傷病・介護などによる休職期間の取り扱いについて：

認定申請時期に、上記理由により一定期間従事が困難な場合には、認定申請前に証明書をご提出ください。専門・認定制度委員会の審査で認められた場合、認定申請を行うことが可能です。

- (4) 認定申請日から遡る 5 年間に要件を満たす単位を 20 単位以上取得していること

※ただし、当該領域に限る

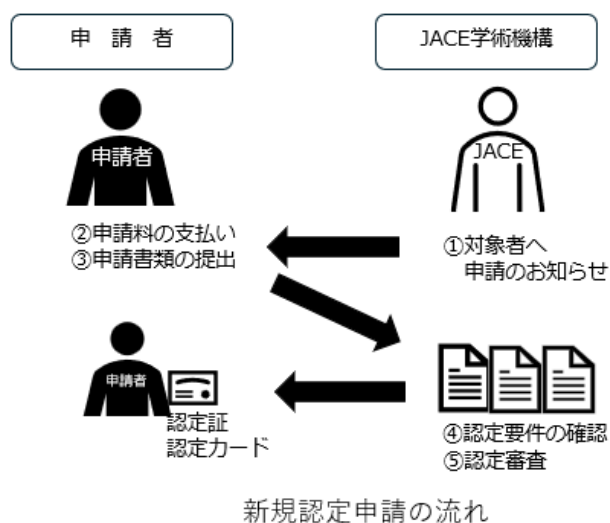
 - ・単位については「IV. 単位について (P.24～)」を参照
- (5) 上記の 20 単位に、次を含むこと

A. 認定期間中に「日本臨床工学会」または「地域臨床工学会」へ 1 回以上参加していること（単位の詳細等については、「IV. 単位について (P.24～)」を参照）

B. 認定申請日までに「入会オリエンテーションと臨床工学技士基礎研修」を受講していること（取得単位として 10 単位付与）。

* 認定申請に関する注意事項

- 次に該当する場合、認定申請はできません。
 - ・検定試験合格から 5 年を経過しても認定要件に満たない場合
 - ・認定要件が満たされても認定申請がなされず、検定試験合格から 5 年を経過した場合
- 上記の場合、認定申請を行うためには、改めて指定講習の受講と検定試験の受験が必要となります。



2) 申請書類の提出

日本臨床工学技士会の WEB サイトでお知らせするとともに、申請対象者には個別に e-プリバドに登録されているメールアドレスにお知らせします。

(1) 提出書類 ※必要書類は日本臨床工学技士会の WEB サイトからダウンロード

- | | |
|---|--------|
| ① 検定試験合格証 (写し) | |
| ② 初回認定申請書 | 様式 1 |
| ③ 実務経験証明書 (現在の勤務先) | 様式 2-1 |
| ④ 実務経験証明書 (過去の勤務先) | 様式 2-2 |
| ⑤ 取得単位申請書 (学会・研究会・講習会・セミナー・他団体認定資格等) | 様式 3-1 |
| ⑥ 取得単位申請書 (論文・執筆物・医療事故調査 等) | 様式 3-2 |
| ⑦ 取得単位証明書 (参加証明書類 貼付用紙) | 様式 4-1 |
| ⑧ 取得単位証明書 ※参加証明書紛失の場合に使用 | 様式 4-2 |
| ⑨ 認定申請提出書類確認表 | 様式 5 |
| ⑩ 専門・認定臨床工学技士 個人情報提供承諾書 | 様式 6 |
| ⑪ 休職についての証明書 ※提出の必要がある場合のみ (事務局へ事前の連絡の必要あり) | 様式 7 |

【注意事項】

- ・ 申請書に貼付する顔写真は、3 ヶ月以内に撮影した正面・上半身・脱帽・無背景・スナップ写真不可の横 3cm×縦 4cm のものをご使用ください。
※顔写真は認定カードに掲載します。
- ・ 他団体資格認定証等は、継続して学会認定を取得している場合のみ提出可能です。

(2) 申請料の支払い

- ・ 申請料：10,000 円 (内税 909 円)
- ・ 支払方法：指定期間中に e-プリバドから支払いを行ってください。

【注意事項】

- ・ 申請料の返金には応じていませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・

(3) 提出期間および提出先

- ・ 提出期間：約 2 週間 ※日程については日本臨床工学技士会の WEB サイト参照
- ・ 提出先：〒113-0034 東京都文京区湯島 1 丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル 5 階
公益社団法人日本臨床工学技士会「認定○○○臨床工学技士【新規認定】」係行
- ・ 提出方法：提出書類を受付期間中 (締切日 消印有効) に簡易書留にて郵送してください。

【注意事項】

- ・ 封筒は「角形 2 号 (A4 サイズの書類が折らずに入る大きさ)」を使用して、前面に当会が指定する封筒宛名を貼付してください。
- ・ 重要書類ですので簡易書留以外は受付不可とします。

- 申請書類の返送は行っていません。個人情報の保護のため、当会で責任をもって破棄します。

3) 認定証および認定カードの交付

- 審査によって認められた場合に、認定証および認定カードを交付します。
※発送宛先は申請料振込み時の e-プリバドに登録されていた住所となります。

4) 認定期間

- 新規の認定期間は、申請年度の同年 9 月 1 日～約 4 年 7 か月後の 3 月 31 日までとなります。
- 正会員の一時休会に関わる内規より承認された休会期間は認定期間には含みません。

5) その他

- 検定試験委員および試験問題作成者・高関者に対する特別措置について
本制度の運営にあたり、当該領域において臨床工学技士としての業務実績等を有する方に試験問題の作成や高関等を依頼しています。これらに対する特別措置として、検定試験合格以外の認定要件を満たしている場合に限り、任にあたる間および退任後の 2 年間は当該領域の認定臨床工学技士の認定申請を可能としています。
- 新規認定申請に関する案内について
日本臨床工学技士会の WEB サイトでのお知らせ、e-プリバドに登録のメールアドレスへご案内します。@ja-ces.or.jp ドメインからのメールを受信できるように設定してください。重要なお知らせが迷惑メールに入ることがありますので、ご注意ください。

4. 更新の認定申請について

【更新認定申請の流れ】

1) 更新要件 ※(1)～(3)を全て満たすこと

(1) 更新年度まで5年間連続して本会正会員であり、申請時まで会費を完納していること

(2) 認定期間中に「日本臨床工学会」または「地域臨床工学会」へ1回以上参加していること

(3) 認定証の始めの日から更新認定申請

日までの間（認定期間）要件を満たす単位を 20単位以上取得していること

※ただし、当該領域に限る

・単位については「IV. 単位について (P.24～)」を参照

・継続して関連する学会認定を取得している場合は、更新認定申請時に取得単位として10単位付与（ただし、更新申請領域のみ）

2) 申請書類の提出

日本臨床工学技士会のWEBサイトでお知らせするとともに、該当者には個別にe-プリバドに登録されているメールアドレスにお知らせします。

(1) 提出書類 ※必要書類は日本臨床工学技士会のWEBサイトからダウンロード

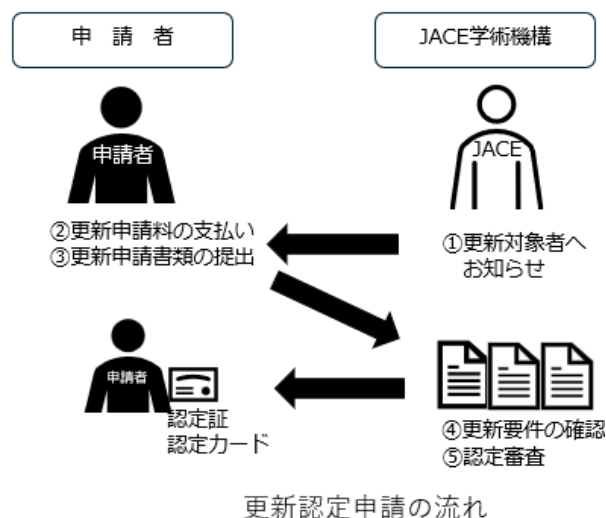
- | | |
|--|-------|
| ① 認定更新申請書 | 様式1 |
| ② 取得単位申請書（学会・研究会・講習会・セミナー・他団体認定資格等） | 様式2-1 |
| ③ 取得単位申請書（論文・執筆物・医療事故調査等） | 様式2-2 |
| ④ 取得単位証明書（参加証明書類 貼付用紙） | 様式3-1 |
| ⑤ 取得単位証明書 ※参加証明書紛失の場合に使用 | 様式3-2 |
| ⑥ 認定更新申請書類確認表 | 様式4 |
| ⑦ 専門・認定臨床工学技士 個人情報提供承諾書 | 様式5 |
| ⑧ 休職についての証明書 ※提出の必要がある場合のみ（事務局へ事前の連絡の必要あり） | 様式6 |

【注意事項】

・申請書に貼付する顔写真については、3ヶ月以内に撮影した正面・上半身・脱帽・無背景・スナップ写真不可の横3cm×縦4cmのものをご使用ください。

※写真は認定カードに掲載します。

・各学会認定証は、継続して学会認定を取得している場合のみ提出可能です。



(2) 申請料支払い

- ・申請料：10,000円（内税 909円）
- ・支払方法：指定期間中に e-プリバドから支払いを行ってください。

【注意事項】

- ・申請料の返金には応じていませんので、あらかじめご承知おきください。

(3) 提出期間および提出先

- ・提出期間：約 2 週間 ※日程については日本臨床工学技士会の WEB サイト参照
- ・提出先：〒113-0034 東京都文京区湯島 1 丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル 5 階
公益社団法人日本臨床工学技士会「○○○専門臨床工学技士【更新認定認定】」係行
- ・提出方法：提出書類を受付期間中（締切日 消印有効）に簡易書留にて郵送してください。

【注意事項】

- ・封筒は「角形 2 号（A4 サイズの書類が折らずに入る大きさ）」を使用して、前面に当会が指定する封筒宛名を貼付してください。
- ・重要書類ですので簡易書留以外は受付不可とします。
- ・申請書類の返送は行っていません。個人情報の保護のため、当会で責任をもって破棄します。

3) 認定証および認定カードの交付

- ・審査によって更新が認められた場合に、新たな認定証および認定カードを交付します。
※発送宛先は申請料振込み時の e-プリバドに登録されていた住所となります。

4) 認定期間

- ・認定期間は更新認定申請を行った翌年度の 4 月 1 日から 5 年後の 3 月 31 日までとなります。
- ・正会員の一時休会に関わる内規より承認された休会期間は認定期間 5 年間には含みません。

5) その他

- ・更新認定申請に関する案内について

日本臨床工学技士会の WEB サイトでのお知らせ、e-プリバドに登録のメールアドレスへご案内します。@ja-ces.or.jp ドメインからのメールを受信できるように設定してください。重要なお知らせが迷惑メールに入ることがありますので、ご注意ください。

III. 単位について

認定申請に必要な単位については、学会・勉強会・セミナー等に参加および発表に付随するものと、論文や医療事故調査制度の支援に付随するものがあります。

1. 学会・勉強会・セミナー等に関する取得単位表

※数字は単位数を示す ※WEB学会等も認める

参加形態 (A) (B) (C) (D) (E) (F) : 略書式	参加者 (A)	教育講演 演者 (B)	シンポジウム等 演者 (C)	一般演題 演者 (D)	一般演題 共同演者 (E)	座長 司会者 (F)
1 日本臨床工学会	10	+20	+10	+5	+2	+10
2 地域臨床工学会*	8	+20	+10	+5	+2	+10
3 日臨工が指定する当該領域に関する学会・セミナー等	5	+20	+10	+5	+2	+10
4 日臨工が主催する当該領域に関連する研修会	10	+20	+10	+5	+2	+10
5 都道府県技士会が主催する当該領域に関連する学会やセミナー等	8	+20	+10	+5	+2	+10
6 その他の当該領域に関連する学会やセミナー等	3	+20	+10	+5	+2	+10

*北海道・東北臨床工学会、関東・甲信越臨床工学会（旧関東臨床工学会、旧甲信越臨床工学会）、中部臨床工学会、近畿臨床工学会、中四国臨床工学会、九州・沖縄臨床工学会（旧九州臨床工学会）

【注意事項】

(1) 対象となる単位について

- ・申請する専門・認定臨床工学技士の当該領域のみとなります。

(2) 単位数について

単位数については日本臨床工学技士会のWEBサイトを参照ください。

- 取得単位表内の3 ⇒別表1
- 取得単位表内の4 ⇒別表2
- 取得単位表内の5および6 ⇒別表3（単位付与リスト）
- 他団体認定資格 ⇒別表4

(3) 単位申請に必要な添付書類について

- ・学会・研究会・講習会・セミナー等に参加 ⇒参加証の写し（申請者の記名入り）
- ・他団体認定資格 ⇒認定証等の写し（継続して学会認定を取得している場合のみ）

- ・ 発表および司会・座長 ⇒学会等の名称、開催日が確認できるプログラム等の写し
(申請者の記名入り)
- ・ 日臨工が主催する研修会 ⇒受講修了証の写し

2. 論文等に関する取得単位表

論文の内容は、日本臨床工学会等での発表演題、会誌・関係専門誌への投稿論文等、関連治療や医療機器に関する研究とします。

※数字は単位数を示す

論文等	筆頭著者	共同著者
原著論文（和文）	30	12
原著論文（英文）	35	12
出版物に収載された投稿論文・総説・依頼原稿	20	8
地方会等が発行する発表記録集（抄録を除く）	10	4

【注意事項】

- (1) 対象となる論文等について
 - ・ 申請する専門あるいは認定臨床工学技士の当該領域に限定します。
- (2) 単位申請に必要な添付書類について
 - ・ 氏名・発行元・発行年月日が確認できる資料
 - ・ 資料全文（写し）

3. 事故調査制度に関する取得単位表

- ・一般社団法人日本医療安全調査機構より依頼を受けて医療事故調査・支援センターに関わり認定された場合とします。 ※ただし、発行年月日を基準に単位を認定します。

※数字は単位数を示す

認定証 等	認定者
部会長として報告書を作成に深くかかわった	40
調査支援医として一連の調査の調整・指導をした	
部会員として報告書の作成に係わった	
参考人等として協力した	

【注意事項】

(1) 単位申請に必要な添付書類について

- ・氏名・発行元・発行年月日が確認できる認定証等の資料

2010年7月	初版
2013年1月	第2版
2014年4月	第3版
2018年8月	第4版
2019年4月	第5版
2019年9月	2019年度版
2020年10月	2020年度版
2022年5月	2022年度版
2024年5月	2024年度版

専門・認定制度委員会

担当理事 内野 順司、配野 治

委員長 堀 純也

副委員長 丹木 義和

委員 高橋 初、藤本 正弘、寺田 直正、関川 智重、平田 和也、樋口 浩和、
丹生 治司、塚尾 浩、高山 綾